

## 那覇市石嶺公民館軽貨物自動車の賃貸借契約

那覇市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間に公用車(以下「車両」という。)の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

### (賃貸借車両)

第1条 乙は、甲に対し次に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

- (1) 車 両 ※車両名を記入
- (2) 仕 様 別紙仕様書のとおり
- (3) 数 量 1 台
- (4) 納入場所 那覇市石嶺公民館

### (賃貸借期間)

第2条 この契約による賃貸借期間は、令和8年9月1日から令和13年8月31日までの60月とする。

### (契約保証金)

第3条 契約保証金は、那覇市契約規則第30条第3号の規定により免除する。

### (賃貸借の目的)

第4条 甲は、車両を公務遂行の用に供するものとする。

### (車両の引渡し)

第5条 車両の引渡しは、納入場所において甲乙双方が立会い、装備、外観その他全ての点において、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認の上、行うものとする。

2 引渡しの時、直ぐには分からない隠れた瑕疵があったときは、乙の責任において必要な措置を講ずるものとする。

### (納入期限の延長)

第6条 乙は、天災地変その他乙の責めに帰すべきことができない理由により納入期限内に車両を納入することができないときは、納入期限内に、甲に対して納入期限の延長を求めることができる。その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

### (賃貸借料)

第7条 賃貸借料は総額 円(内訳は別表(2)支払い明細表のとおり)とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

2 前項の賃貸借料は毎月払いとし、甲は適法な請求書を受領した後、これを速やかに支払うものとする。

(賃借料の支払い)

第8条 各年度の賃貸借料支払い金額及び支払い方法は、別表(2)支払い明細表のとおりとする。

2 前項の賃貸借料は分割して毎月分を支払うものとし、乙は毎月書面により甲に請求するものとする。

3 甲は、乙からの適法な賃借料金の請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

4 甲は、契約期間中において、乙の責によらない理由で車両を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても乙に対する賃貸借料の支払いを免れない。

5 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前項の支払いが遅れた場合においては、乙に対し、支払期日の翌日から支払日まで、その請求金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定した割合(以下「支払遅延防止法に定める率」という。)で計算した遅延利息を加算して支払わなければならない。

(公租公課)

第9条 車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(保守点検)

第10条 乙は、この契約の期間中車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

(1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備

(2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備

(3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理

(4) 消耗、磨耗部品、油脂類の交換(タイヤ、バッテリーを含む)

2 前項の定期点検等は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

3 第1項の定期点検等を乙の指定する工場で行う場合で、車両及びその付属品に自然損耗以上又は通常損耗以上の損傷があるときは、当該工場はその旨を甲に報告するとともに、当該損傷の修繕に係る見積書を提出するものとする。

(代車の提供)

第11条 前条に規定する保守点検その他の理由により車両を使用できない場合で甲が必要としたときは、乙は甲に対して代車を無償で貸し渡すものとする。

(履行遅延の場合における遅延違約金)

第12条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、納入期限内に車両を納入することができない場合において、期限後に納入見込みがある時は、甲は遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金は、納入期限の翌日から納入した日までの日数1日につき、遅延部分に相当する対価に支払遅延防止法に定める率を乗じて計算した額とする。

(追完請求権)

第13条 納入された車両が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合(以下「契約不適合」という。)は、甲は、乙に対し、当該車両の修補、代替物の引渡し又は不足

分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

#### (契約金額減額請求権)

第 14 条 契約不適合のある場合、甲は相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 2 前項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約金額の減額を請求することができない。

#### (準用)

第 15 条 前 2 条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求並びに催告による解除及び催告によらない解除の行使についても準用する。

#### (借主の権利の期間制限)

第 16 条 乙が契約不適合の車両を納入した場合において、甲が不適合を知ったときから 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

#### (借主の解除権)

第 17 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 乙が契約の締結または義務の履行について不正の行為をした場合
- (2) 乙が、納入期限内にこの契約に定める債務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められる場合
- (3) 乙から契約解除の申し出があった場合
- (4) その他乙又はその代理人がこの契約に違反した場合

2 甲は、本契約に関して乙又は乙の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

3 乙、又は乙との間に本契約に係る車両の賃貸借契約その他契約を締結する者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、

社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当すると判明したときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

4 前各項の規定により契約解除された場合は、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第18条 甲及び乙は、自己又は自己の代理人が、次の各号に該当することを確約する。

(1) 反社会的勢力ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

(3) 自らの役員(取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。)が反社会的勢力ではないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ その他前各号に準ずる行為

2 甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

ア 前項(1)ないし(3)の確約に反する表明をしたことが判明した場合

イ 前項(4)の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項(5)の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。

4 第2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

(権利の譲渡の禁止)

第19条 乙は、甲が特に承認した場合の外、この契約によって生ずる契約上の債権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供したりしてはならない。

(車両の返還)

第 20 条 賃貸借期間が満了したときは、甲は、甲が指定する場所において車両を乙へ返還するものとする。

2 前項の規定により車両を返還する際、車両及びその付属品に自然損耗以上又は通常損耗以上の損傷があるときは、甲は当該損傷を修繕して乙へ返還するものとする。

(合意管轄)

第 21 条 本契約にかかる訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(特約事項)

第 22 条 この契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 21 年那覇市条例第 41 号)第 2 条に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

(疑義等の決定)

第 23 条 この契約書に定めのない事項については、那覇市契約規則、その他法令の定めるもののほか必要に応じ甲乙協議のうえ定める。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、双方が記名押印して各自がその 1 通を所持する。

令和 8 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号  
那覇市  
那覇市長 知念 覚 印

乙

印